20号の３様式記載の手引

１ この申告書の用途等

⑴ この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用します。

⑵ この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に１通を提出してください。

２ 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、２以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、２以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（　）内には、当該事業年度開始の日から６月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 ＊　通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から６月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を（ ）内に記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表５⑴）の「Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します（かっこ内は除きます。）。
8「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表５⑴）の「Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴ ⑵に掲げる法人以外の法人　法第292条第１項第４号の２ロに定める額 ⑵ 保険業法に規定する相互会社　政令第45条の４において準用する政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額	
10「予定申告税額②」	⑴ ①の欄の金額に６を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とします。 ＊　通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第321条の８第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とします。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。 ⑵この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

11「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は暦に従って計算し、１月に満たないときは１月とし、１月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
13「 円×⑤/12　⑥」	⑴ この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 ⑵ 指定都市に申告する場合には、「指定都市に申告する場合の⑥の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表４の３の「計」欄の金額を記載します。	均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。
14「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	当該事業年度開始の日から６月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。 ＊ 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から６月を経過した日の前日現在の従業者の数を記載します。	
15「前事業年度の法人税割額の明細」（⑨から⑲までの各欄）	⑴ ⑨から⑯までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 ⑵ ⑨の欄は、前事業年度の確定申告書に記載した第20号様式の⑤の欄の金額を記載します。 ⑶ ⑱の欄は、⑨の欄のかっこ内の金額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。 ⑷ 市町村内に恒久的施設を有する外国法人の⑨から⑯までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第20号様式別表１の２に記載した法人税法第141条第１号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。	２以上の市町村に事務所等を有する法人の⑱ の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄のかっこ外の金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
16「通算親法人の事業年度の期間」	通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載します。	
17「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」	２以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第１号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。	
18「指定都市に申告する場合の⑥の計算」	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。 ⑴ 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 ⑵ 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。 ⑶ 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者数を記載します。	11以上の区に事務所等又は寮等を有する場合には、この欄には記載せず第20号様式別表４の３を添付してください。

３　法人市民税の税率について

法人税割　　令和元年10月１日以降開始事業年度：6.0%
それ以前の事業年度：9.7%

均等割

資本金等の額※ / 市内従業者数	50億円超	10億円超 50億円以下	1億円超 10億円以下	1千万円超 1億円以下	1千万円以下
50人超	3,000,000円	1,750,000円	400,000円	150,000円	120,000円
50人以下	410,000円	410,000円	160,000円	130,000円	50,000円

※平成27年４月１日以降開始事業年度より、前期末現在の資本金等の額又は資本金と資本準備金の合計額のいずれか大きい方の金額を用います。

４　申告書の提出について

申告書の控えが必要な場合は、控え用のコピーを持参してください。
郵送による申告で控えに受付印が必要なときは、控え用と共に切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

《問い合わせ》　〒447-8601　愛知県碧南市松本町28番地
碧南市役所　税務課市民税係　0566-95-9878